

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信

No. 161
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田2-6-25-113
TEL 090-3621-1509
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

村田春樹VS大口明彦弁護士 今明がされる、「司法の左傾化」

12月1日(月) 15:30
東京地裁103号法廷
英霊を守る裁判第2回口頭弁論報告
出廷弁護士

徳永信一 高池勝彦 尾崎行廣 渡邊泰範 荒木田修
村田春樹 土屋敬之 山田恵久 木上和高 鈴木信行 中臺倉一 広瀬明美 福島健一 湯澤貞 林真司

うっとうしい雨だった。ところが、裁判が始まるや、明るくなった。裁判長は市毛良枝と酒井和歌子を足して2で割ったような超美人。45〜6歳くらい。いや、栗原小巻も足そう。土屋さんは目がハート、村田氏はニヤニヤ。才色兼備とはまさにこのこと。和やかな雰囲気での開始。ところが、谷口園恵裁判長実に毅然として仕切る(後述するが、後半は暴走おっさんに押され気味)。

さて、法的話は下記徳永弁護士の報告を読んでいただくとして、ポイントだけ。まず、我々が当初11名で行った第1次補助参加は11月28日に却下。却下の理由も書いてない。要は、「補助参加の認諾は荷が重すぎる。何か(理由を)書く」と必ずいちゃもんをつけられる。そうなるに面倒だ。お兄ちゃん(高裁)にまかせろ。「ということだろう。もちろん我々は即時抗告(判決に対しての控訴に当たる。地裁の決定や命令に対しては抗告。要は「イヤ」ということ)。」と同時に我々は100のN次参加。計1000名。弁論は約60分。なんだかんだと言って原告は演説を始める。どうでもいい話をたいそうに。吉本の三流芸人がマイクを放さないのと同じだ。さすが御大、高池先生、「ハカバカしくつきあってられ

ね〜よ」と言っ顔をしてウトウト。そして、盛り上がったのが終盤。原告の大口弁護士が、何かよくわからないが、「ゴネ始め(支援者に対するリップサービスだろう)ワイワイ言い始めた。谷口裁判官は毅然と止める。ところがこの暴走おっさん止まらない。裁判長がωωω止めた。アカン。ついに傍聴席から村田春樹が切れた。「ゴウ!座れ」。実はこの日、村田春樹ら当事者10名は法廷内に入る予定だったが、第1被告、第2被告、補助参加らの弁護士でこった返し、入る場所がない。そこで裁判所は特別傍聴券を交付し、傍聴席の前席に座らされた。さて、話は元に戻し、そうなる大口弁護士、今度は村田に矛先を向け村田に怒鳴り始めた。私もさすが、村田に遅れること1秒、「黙れ、コラッ!」と怒鳴る。法廷は騒然。法廷内の弁護士と傍聴人が裁判中に怒鳴りあうというのだ。めったに見られない光景。廷吏が身構えて立ち上がる。裁判長が「傍聴人は静かに!」「今度しゃべったらつまみ出す」という目で傍聴席を睨んだ。

さて、「裁判官として人の子だ。有ってはならぬことだができればめんどくさいことからは逃げたい。結局ごね得を許す。このように司法が徐々に、徐々に左傾化していった。」と徳永弁護士は報告会で語った。大口弁護士はまだブツブツ言っている。裁判長は無視して次回の期日を決める手続きに入り、終了。この場面を動画に取りたかった。最高に面白い。帰りにM氏より電話。原告らも裁判後集会を行い、水責は、いかにこの裁判を



裁判後の報告会 左より、渡邊、尾崎、徳永、高池、荒木田弁護士 HPトップより「動画」を

引く張るか議論したようだ。借金返済とか家屋明け渡しの裁判を引く張るのは得意なだけだ。次回(3月9日午後2時)ぜひ傍聴をお願いしたい。各位、敬称略を許して頂きたい! 事務局 増木

東京靖國訴訟の期日報告(速報)
弁護士 徳永信一

1 原告から意見陳述をさせろという要請が執拗になされた。

2 裁判所は第2回以降は主張・立証に集中したいとしてこれを拒否。

3 原告らは、今回ばかりでなく、次回以降は意見陳述をさせろと執拗に主張。曰く、意見陳述は主張立証の代替であるとか、意見陳述は1回目に限らない、特に、本件のような社会的な訴訟においては、とか。

4 これに対して、裁判所は、1回は長時間認めただのだから、次回以降は認めないという意向を述べたうえで、各被告らに意見を訪ねたところ、園、安倍、靖國神社は、それぞれ、意見陳述の必要はない旨答弁。

5 補助参加人も意見を述べたい旨伝えると、却下しているから、必要ないというので、却下しても確定してないのだから、進行のあり方については意見を述べる権利があると主張。

6 さらに、谷口園恵裁判長は、進行についての意見はお聞きしましょうと言ってきた。

7 徳永は、立ち上がり、「補助参加人らは、原告らの意見陳述は、大歓迎であります。但し、補助参加人らについても原告らと同様に意見陳述の機会を与えることが条件になります。原告らは600人以上と強調していますが、補助参加人は1000人を超えました。当事者の意見に等しく耳を傾けるべきです」と述べた。8 原告らは、求釈明の申立てを口頭で行い、これを裁判所は許した。靖國神社や安倍に対し、事前に何度連絡があったかとか、何時何分に連絡があったとかいっ

た細かいことについて訪ねる質問であった。安倍総理に特別な配慮をしたということをしわ寄せたいのであるが、そんな警備上の特別扱いは、芸能人だつてすることである。馬鹿馬鹿しいたらありやしない。

9 続いて、原告らがつまらない意見をいろいろ言うので、徳永も立ち上がった、「補充意見」として、「意見陳述が主張・立証の代替物であるというのであれば、意見陳述の権利は、まさしく訴訟当事者の権利であり、補助参加人にも認められるべきだ」と応戦。

裁判所は、補助参加人については却下したのだから、控訴審で覆れば、考えますが、それまでは意見陳述を認める考えはない旨いう。

徳永は裁判所の訴訟指揮は、民事訴訟法の規定に反する。民法は、確定するまでは、訴訟当事者として訴訟行為ができる」と明文で規定していると主張。

10 そのうち、二次訴訟について話が移る。原告らは、二次訴訟によって原告は600人を超えている。新しい原告にとつては次回が第一回なので、そこで第一次の原告と同じように意見陳述させるべきだと執拗に粘った。

11 そうこうするうちに、裁判所は、前回に意見陳述のときに原告でなかった人々、二次訴訟の原告らの意見については、訴状の重複がない等の事情があれば、聞くことも検討してもいいと言出し、俄かに崩れ始める。グラグラ揺れながらも、園恵裁判官は、原告らの意見陳述については、結審時の最終弁論のときにでも、機会があると思いますなどと述べて治めようとした。すると、原告代理人から原告は600人もいるのだから、それぞれの事情と聞いてもらわなければ困

る旨の弁論があり、裁判所は、原告本人尋問については、現時点ではするともしないともしませんと述べた。

12 突然、原告訴訟代理人である大口昭彦弁護士が立ち上がり、裁判所の述べた言葉にかみついた。原告全員の本人尋問が必要だとか、裁判所は原告全員の心情を聞くべきだとか言い出した。裁判所が現段階では原告本人尋問の可否についてはなんともいえませんと繰り返したが、大口弁護士は、ますますエスカレートし、声を荒らげて何かを叫び続ける。

13 傍聴席から「いい加減にしろ」という野次が飛び、それに向かって大口弁護士が「なんだ」とおまきになって応戦し、裁判所は、「やめて下さい」と制止にかかると、収まる気配がなかった。

14 そこで徳永も参戦し、「ここは裁判所だ。裁判所は最高裁判例によって拘束されている。最高裁判例は、神社の参拝によって個人の信仰生活が圧迫されたり、干渉されたりすることはないということを明言しているではないか。最高裁判例によれば、原告らの尋問など不要だ」と応戦。谷口園恵裁判官は、「やめてください」と厳しく制止。

15 これで、ようやく収まった。その後、裁判所は、新たな補助参加人についてはじめて言及した。「原告らから異議が出ています。申立書には参加の利益についても触れているので、これを前提に裁判所において判断します」というので、徳永は立ち上がり、「新しく追加した補助参加人は1065人です。それぞれ異なる法的地位を有しており、判決の結果受ける影響もさまざまであり、そのことについて疎明する機会を与えるべきです」と述べた。

16 では、期限を設定します。」と述べた。徳永は「結構です」と応じると、園恵裁判長は、「3週間」という。徳永はこれについても「結構です」と応じ、3週間以内に、第二次の補助参加人に関する「参加の利益」についての疎明を行うことになった。

17 次回期日を決定して第2回口頭弁論が終結した。

靖國神社(英霊)を貶める裁判、第2回口頭弁論報告(じっく版)

Sent: Tuesday, December 2, 2014

徳永です。

徳永が記憶している口頭弁論期日の内容を下記のとおり速報(2)します。

その前に、報告集会で的一幕。チョットお遊びを加えています。

1 【徳永】 大阪では、10月21日に第2回がありました。裁判官は、2回目は以降は意見陳述は認めないで剣も木口口補助参加人の意見陳述を申請したが、原告らにも認めないというので、それならということに従った。法廷のあと、その後の進行について協議をしたのですが、裁判長から立証計画を聞かれた原告らは、今後「順次」準備書面を提出するといったので、「順次ですか。」「提訴してから随分時間が立っているの、次回までに全部出して下さい。」と責めまわす。「本件は最高裁判例がありますよね。それについてどう考えているのか、を次回までに提出して下さい。まったく尤もな話だ。これについて原告代理人の加島弁護士は、歯切れ悪く、「それはお約束はできません」と曖昧にごまかそうとするが、裁判官は、「できるでしょう。それくらい。」「裁

判官は、

判所もいつまでも待ちませんよ。「出さないんだったら、裁判所も考えますよ。」と迫る。

ちょっと同情してしまった。彼らも依頼者の手前があるんだから、そんな身も蓋もないことをいわなくてもって。しかし、それが、僕の甘いところで、大阪でも二次訴訟が提起されたのですが、台湾人と中国人が原告の大半。小泉訴訟と同じ。実は、当時、台湾に行つて原告の人何人かに会ったんです。すると、「私はこんな裁判頼んだ覚えはない」という人がいたんです。蔣介石が台湾に逃げ込んだ後、共産党員と親日派に対する過酷な弾圧があった。2008事件。そのときに弾圧された人達の名簿が出回つて、こういうときに使われている。

左派もいれば親日派もいる。このときは、仏心を出して、敢えて問題にしなかった。しかし、今度は容赦しない。こんな馬鹿げたことをやって、多くの日本人がどんな思いをしているか全く配慮できない自己チウウな人達。奇麗事をいうやつは信用ならん。今、台湾の靖國神社を崇拜する台湾の方に、台湾人の原告を確認してもらっている。お楽しみですよ。とにかく、大阪の訴訟を早く終わらせて、東京にブレッシャーをかけていく。2度目なので、打つ手を予め読めるというのが今回の強み。相手には工夫がない。加えて、今回は最高裁判決があるので負ける心配がない。靖國神社を被告にする冒涇の裁判、愉快的訴権濫用。こんな蒸し返しのない不裁判を、二度とやろうという気を起こさないようにする。中国や韓国に利用されている愚かなじエロだ。中国人や韓国人を原告にする裁判を起こして話題作りをし、日本の世論を有利に動かせるなんというのは、10年前、いや20年前の

感覚。

こんなことをするから、中国人や韓国人に対する国民の嫌悪感が蔓延していくのだということに気づいていない。かつて愛国心を口にしただけで蔑まれた時代があった。良識人であろうとすれば、愛国、靖國、天皇に対するシンパシーを口にしてないという暗黙の了解があった。ついこの前のこと。忘れない。教育基本法に「愛国」を盛り込むだけのことに、各人がそれぞれの持ち場でどれほど苦労したか。今、日本人が普通に日本を愛することを口にし始めた。願わくば、隣国のように反日でしか愛国を表現できないという情けないことにならないように。

最近のヘイトスピーチは反日ヘイトへの反作用。あんなのは、愛国の表現にはなれない。日本人の愛国のあり方を考えるとき、靖國神社が大切なものであることがわかる。そのことに気付きはじめた。靖國神社にこそ、真の平和と祈りがある。「君が代」を呪い、「性奴隷」の嘘を言い募り、靖國神社を冒涇する。それは日本人に対する激しい嫌悪であつてヘイトスピーチそのものだ。僕はかつて日本を嫌悪していたからよくわかる。両親に敬意を抱いた思春期のややこしい時期と同じ。日本人は、そこをぐり抜け、大人になろうとしている。日本人としての「人間の尊厳」を取り戻すときだ。とにかく、英霊に感謝。

2【徳永】今年の夏、映画デビューした。大浦監督の「靖國・地霊・天皇」。そこに人の弁護士が登場。一人は靖國を擁護する私、徳永、もう一人は、靖國を敵視する大口昭彦弁護士。その大口弁護士が、法廷の最後に立ち上がって、村田春樹さんとやりあつた弁護士です。彼は、早大全共闘評議会議長を務めた全共闘世代の

スターでした。しかし、今日の弁論はひどかつた。大口さんも焼きが回つたなあ。年はとりたくないものです。

3【尾崎】元検察官。検察官時代、大口弁護士と相手方になったことが何度かありました。大口弁護士は中核派の弁護士で、すぐかつとなつていろいろいってました。当事者の代理人となつてみると腹がたちますね。しかし、大口弁護士は、次回以降もまた、同じようにかつと血がのぼつてやってくれますよ。私たちにこつては、ああやつて裁判所の信用を失い、傍聴人から呆れられて、ありがたいことです。どんどんやつてもらいたいところですよ。次回も楽しみができました。

4【高池】あれが大口昭彦ですか。みたのはじめて。僕も早稲田で、大口弁護士と同学年。早稲田全共闘の議長で名前が聞いて知つていた。僕は、クラスの前表になつてストに反対したのですが、するとリコールされてしまった。それから大学に行かずにプラプラしてました。大口さんも年をとりましたね。僕も同じだけ。

5【村田春樹】私も早稲田ですから、大口弁護士のことにはよく知っていますが、彼が大口弁護士だとは気がつきませんでした。早稲田では、大口昭彦が大暴れして入試がなくなつたことがありました。それから、しばらく早稲田の応募者が激減しました。私が早稲田に入れたのはそのおかげです。ですから大口弁護士は私の恩人になるのです。

6【土屋】今日の法廷をみていて、国旗国歌裁判のことを思い出しました。私が都議時代、石原知事が卒業式での国旗国歌を執行させました。裁判が起こり、

毎回傍聴していたのですが、「君が代」を聞くとき身症になると訴えた人がいました。本当に心身症になるのです。眠れなくなり、身体が震え、頭痛がし、吐き気を伴い、便秘が続くのです。そういつて精神科に行けば、ちゃんと診断書を書いてもらえるんですよ。皆さんだつてもらえますよ。そういう「癖」のような人がいるんですが、「この裁判も、そういう「癖」の人の裁判だということがよく分かります。そんな裁判だということがわからず、彼らの催眠術に引つかかる裁判官がいるので気をつけましょう。

7【A】今の話しにもあるように、政治的にウブな裁判官は、きれいなこと偽善にコロツと騙されちゃいますから、気をつけなければなりません。今日の裁判長、最初は、意見陳述は2回期日以降は認めないと言つていたのに、原告らの執拗な粘りに徐々に後退し、最後には、二次訴訟の第1回(次回第3回)には、意見陳述を認めてもよいようなことを口走る始末。だから、我々が監視してないとだめなんだ。最初はツンツンしていても、押しまくられると押しに弱いわけだ。次回は、こつちからも押しまくつて下さい。

8【B】敵は、裁判を引き延ばすのが目的だという徳永弁護士の説明はよく分かった。靖國神社を被告にして悦に入っているのだろう。これは愉快犯だ。ただの蒸し返し。原告本人の言いたい放題をさせて、なにを審理するつもりなんですか、しょうかね、この裁判所は。ところで、裁判所って、結構、世論を気にすると聞きました。だったら、裁判所の前でピラ撒きしましょ。誰が聞いたって、おかしな裁判。日本人を馬鹿にしている。原告らのお遊びにお付き合ひする裁判所を糾弾するというピラをまきましょ。



「[15]靖国神社に総理大臣が参拝するのは当たり前！」
小川慎太郎

靖国神社に安部総理大臣が参拝された事に真つ先に向かわれたのは、鎮霊社です！ この鎮霊社はすべての戦争で亡くなった方々の御霊が敵味方関係なくお祀りされています。

鎮霊社に参拝しその後、御本殿へ参拝されています。全ての戦争で亡くなった戦没者の御霊に対し哀悼の意と感謝の誠を捧げることが悪いと言つ輩は『人の命なんてどうでも良い！戦没者の事など追悼する必要が無い！』という非人道的な輩です！

このような非人道的な輩から靖国神社に眠っている英霊を、我々国民は絶対に御護りしなければなりません！一人でも多くの方々が賛同し尊い命を懸けて戦い散華された英霊の御霊を御護りしましょう！

不敬罪が有れば直ちに告訴したい

三好克彦

英霊に対する不敬罪が有れば直ちに告訴したい。左翼の能無しが、占領憲法を何とか此の儘にしたいとの悪足掻きである。だからと言って此の様な反日の策謀は断乎として殲滅しなければならぬ。殊に、沖繩の現況の悪化を目論む反日勢力の「沖繩独立」支那の属国化の策謀と連繋して居る左翼の動きを潰さなければならぬ。

沖繩、摩文仁で眠る父に申し訳が無い。

今の日本が有るのは

木村祥子

今の日本が有るのは、命と引き換えに

散って行かれた諸先輩方のお陰なのに。提訴した輩は、事実を見ず自分たちの利益だけでこの様な恥かしい訴訟を起こした事に腹が立ちます。

本当に、微力ではありますが少しでもお力になればと思ひ参加いたします

明らかに訴訟権の濫用

貽本完一

明らかに訴訟権の濫用で、受理されるべきではないと思いますが、安倍首相や靖国神社の味方は大勢いるということを示すために参加いたします。

英霊を冒瀆する輩は許せません

吉矢秀人

英霊を冒瀆する輩は許せません。

総理の参拝云々を問題視する方が大問題

高橋俊一

英霊となられた皆様は、果たしてこのやうな未来の為に命を擲ったのだらうか。このやうな將來の為、散って逝ったのだらうか？

英霊となられた皆様は、見ず知らずの我々に繋がる明日に、「久しく幸あれ」との思ひで死んで逝ったのではなかったか。ならば、後世の我々は、せめて英霊に手を合はせ、感謝の誠を捧げるのが當然の態度であらうし、さうであらねばならぬ。我々が日常の安寧を享受しつつも、散って逝った方々が身を持って示した賜として、今日の平穏な日常がある事に思ひを馳せねばならぬ。

総理の参拝云々を問題視する方が大問題ではないか。

英霊への冒瀆は精神的な苦痛

元・労働組合役員

祖国のために殉じた英霊に対して、総理はもとより国会議員が謝意と崇敬の念を示すのは、国家として当然のことである。われら日本人全体にとって、英霊への冒瀆は精神的な苦痛である。

他人に先人を悼むなと強要する暴挙

椋本薫

今回の騒動に関して、強い不快感を抱いています。

「自分の主義主張に沿わない行動を首相が取るので、首相の行動を批判する」だけならまだしも、単なる一部の人達だけの心情を理由にして行動を縛らせる為に訴訟を起こす。こういう訴訟を裁判所が受け付ける時点で非常に不愉快ですが、それがこと明治以来の日本の為に殉じた方々への慰霊行為に対するものであるもので、不愉快を通り越して怒りすら覚えます。

どういふ経緯結果であろうと、現代にまで脈々と続く日本に尽くした方々に対して、その方々が恩知らずにも全く敬意を払わず悼まないのは個人の自由ですが、その主義主張を他人にまで強要する為の訴訟とは、個人の思想信条や信教の自由を大いに侵害する行為だと思ひます。国民の代表者たる首相ではなく一個人の安倍晋三として参拝するのも罷りならないとは、何の故があつてそういう要求を出すのでしょうか。全く何様なのでしょうか、あの方達は。

日本人は、卑怯じゃない

高見いずみ

日本人は、卑怯な事は恥ずかしいとされてきたのに、左翼などから、デタラメな情報操作で子どもたちが卑屈にならな

くてはいけない社会を変えたい。このままでは、卑怯で卑屈な人種と同じにされてしまいます。応援します。

[242] [228]

[242] [遺族] 感謝の心を日々忘れず

井出勝美

春と秋の二回、靖国神社にて山岡鉄舟の無刀流演舞を奉納しています。

今日の日本があるのは英霊の活躍があったからこそです。感謝の心をいつも忘れずに日々生活していきたいと思ひます。

[遺族] 反対する気持ちが理解できない

桑本茂雄

私の兄はビルマのインパール作戦死。靖国神社に首相が参拝したとて何が悪い。当然のこと。

反対する気持ちが理解出来ない。裁判官とて今狂っているのではないかと思つことが結果が気になる。良い事になりますように。

神社は「政教分離」の対象とすべきではない

大川良樹

靖国神社をはじめ、日本の神社は(一)教義を持たず(二)布教の為の組織を持たず(三)従つて政治目的を具体化するような社会活動を行つていません。

キリスト教やイスラム教のような宗教とは全く違い、国の政治に関与していないから「政教分離」の対象とすべき宗教ではないのです。

[遺族]「次男だから、俺が行く」と特攻隊に行った母の従弟

加藤えみ子

遠い親戚なのですが、80歳になる母の従弟が特攻隊に行つたと聞きました。「次男だから、俺が行く」そう行

ったそうです。認知症であまり覚えていない母が、今もその方のお名前がフルネームでスラスラ出てきます。

今の日本があるのは、お国の為に戦ってくれた方たちがいるからです。国として首相をはじめ、国会議員全員が参拝するのは当たり前だと思います。

英霊への共感こそ

園田宣治

靖国の英霊に対するエンパシーの大切さは痛感しています。退職以来、皇居勤務奉仕・靖国昇殿参拝を続けて「17年目になります。英霊に対する思い(エンパシー)は先祖に対する感謝のもっとも大なるものであるべきです。

拝殿内で『故郷』を歌わせていただき涙する時、運命が好転しています。英霊の守護の力は大きいです。

万一負けたら

野中賢山

私は、安倍さん・靖国神社が負けるとは思いません。万一負けたら日本国は他国の領土となります。それを望む人たちが日本には大分いると思います。

異常な国

國分晴夫

こんな裁判が起きる事が、日本は異常国家になったと悲しく思っています。

我々は最上級の敬意を持って、靖国神社と言わねばならない

山道哲也 拝

室蘭市、中島神社森田宮司の「英霊は存在する。そして今の日本に傲を飛ばして。」「と言った話を事務局経由で聞いて。全くその通りだと思います。何か英霊は神の存在だから暖かく我々を見守っている、と言ったようなことを見聞き致しますがとんでもないと思っ

ています。

現状の日本のふがいなさに、お怒りであることは明白です。国難に殉じた民族の英雄を顕彰することは、万国共通の普遍事項です。日本人だけが敗戦に委縮させられ、忘却させられているように思えてなりません。

現在の境内にはパル判事の碑や鎮霊社などがありますが、あんなものは國神社に必要ありません。世界平和や家内安全を願う場所ではないからです。なぜあの軍事裁判で敵国の判事を務めた人間の碑があるのですか。

靖国神社とは誤解を恐れずに言わせて頂けば、まさに軍人のための戦争神社であり英霊を未来永劫顕彰し、彼らのあとに続く誓いを立てる場所であります。来たるべき国難に備えて、時が来れば英霊と共に勇敢に武器を持って戦つ覚悟を誓い、契る神聖な場所なのです。

私は靖国神社を“靖国”と呼び捨てにして、したり顔で英霊を語る保守もどきにはいい加減辟易しています。左翼は“YASUKUNI”、“ヤスクニ”などと靖国神社を貶める呼称を使っています。保守が思考停止して同じように使っているのを聞くに怒りすら湧いてくるのです。

靖国と呼び捨てに出来るのは英霊と戦友だけでしょ。我々は最上級の敬意を持って、靖国神社と言わねばなりません。こんな当たり前のことが浸透していない現状で、総理の参拝や陛下のご親拝が叶うはずもないでしょう。多くの国民が畏敬の念を込めて“靖国神社”と呼ぶ日が来なければ、それらは実現しないと思います。まずは我々から始めるべきだと思います。

御英霊を侮辱する動きは許せません

平川琢朗

本活動を御英霊がお慶びになるかはわかりません。しかし、国の未来のために「たとえ我が身はどうなるうとも」と戦われた御英霊を侮辱する動きは許せません。補助参加が何かのお役に立つならば、と存じます。

天皇、皇后両陛下が参拝されますように

柴田千代治

天皇、皇后両陛下、皇室が春、秋の大祭に参拝できますようにさらなる努力を

英霊に恥ずかしい限り

安藤和典

終戦70年を迎えるときに当たり。英霊に恥ずかしい限りであります。微力ですがお手伝いいたします。

祖国の栄えに

坂本道

英霊に感謝の誠を捧げることこそ祖国の栄えにつながります

英霊の皆様が戦いがあつたからこそ

杉山達郎

英霊の皆様が戦いがあつたからこそ今の自分たちがあるということ。このことをどうか胸に手を当てて考えてほしいのです。

誤った価値観は正さなければ

MSK

国に忠義を尽くされて散華された英霊達を貶めるような事は断固許されません。時代を担う次の世代の為に誤った価値観は正さなければならぬと思います。

【遺族】靖国神社に鎮まるご英霊に対し、感謝の誠を捧げるべき

岡崎幸平

今の我国の繁栄と平和は、国の為家族の為に心から思い、勇猛果敢に戦い、たった一つしか無い尊い命を捧げられた、

「英霊のお蔭であります。

日清、日露、大東亜戦争と戦い抜いた我が民族の命を惜しまぬ戦いぶりは敵国軍人も称賛する所であり、そのことが戦後70年の平和が保たれた最大の要因であります。靖国神社に鎮まるご英霊に対しては、今を生きる我々国民一同感謝の誠を捧げるべきであります。絶対に英霊を貶めてはなりません。

〔243〕〔249〕

【遺族】「英霊」贈る手紙

田村治子(信吾)

靖国に眠る お父さんへ
「おなつかしき敏治様 永い永い間本当に御苦勞様でございました。元坊も治子もそして母ちゃんも此の日をどんなに待った事でしょう。毎日電報の来る日待って、最早二年。私たちは二十一年六月十二日、佐世保に上陸し元気で居ます。」

お父さん、お母さんはこの手紙を舞鶴引き上げ援護局宛に毎年毎年送っていましたよ。もしや舞鶴ではないかと夢みて待つて待つていたのですね。その手紙の束が、返送の付箋が貼られてタンスの奥にあったのを、私はよく覚えています。今は弟と私で半分ずつ大切に持つています。一枚一枚、天国のあなたへと言える程に素晴らしいラブレターですよ。

私の名前は、お父さんの敏治の一字から名づけてくれたのですね。私はこの名前が大好きです。誇りです。

ここに一枚のセピア色した写真が残されています。裏にはきれいな毛筆の字で、大林敏治三才、芳江一八才、治子二才、元太郎三ヶ月と記されています。お父さんが出征された昭和二十年五月ですね。お父さんの目は覚悟を秘めた様子。母は寂しさを耐えている様子に写っています。

お父さんは終戦間近に迫る二十年五月に満州の奉天から出征し、八月九日のソ連との開戦で負傷されたのです。しかし、松山の実家に引き上げてきた私達母子は、昭和三年七月の死亡告知書が届くまで、お父さんは行方不明でしたので、留守家族として生きてきました。母子家庭としての母の苦労は筆舌に尽し難い、幾度も山道を越える道程でした。けれども私は父に会える日を待ちに待って希望をつないで一五才まで一生懸命生きてきたのです。「父を訪ねて三千里」を夢見ていつか日本国中を探しに行こうと描いてきました。私は父の戦死の公報の現実を受けとめる事が出来ませんでした。戦争ゆえの悲劇と人生の矛盾をどこへぶつけたらいいのか答えのない道に苦しみました。そんな時、聖書をむさぶる様に読み始めました。十七才の夏の夜の事でした。お父さんが虹を渡りつつにここに「治子、大丈夫だよ」と手を振って夢に現れてくれたのです。その時に私はお父さんは天国に居るのだと確信したのです。それから、お父さん達の崇高な犠牲の上に今日の日本がある事を忘れない生き方をしたいと心に誓い願って祈っています。

お父さん 心からありがとうございます
かしこ

平成二十六年八月十三日

【遺族】誠を捧げるのは自然の理

山根利允

義理の伯父が海軍の将官で戦死しています。国家のため、民族の存続のため一身を捧げた人々に対し、最高の尊敬と感謝を捧げる事は自然の理です。国民にその認識のない国は存続できないと思います。近代国民国家に於いて国の元首が戦死者を追悼しないような国は世界にあり

ません。

靖国神社には首相の参拝は当然の事、国家元首であらせられる天皇陛下の御親拝があるべきだと思います。

【遺族】従兄の

高橋顯

年の離れた従兄で沖繩戦に海軍として従軍、戦死されました。

玄関前の庭で母と掃除をしていたら、突然近付いて来て、「叔母さん、召集令状が来たから行って来るよ。」と挨拶をしてくれました。

「貴方にも来たのね。お国を守ってね。」と母が悲しそうに、期待するような複雑な顔をしました。そしてお兄ちゃんは帰らぬ人となりました。

生家は五代続く女系家族で、長身白皙の期待の息子さんでした。

国民として当然

杉本幹夫

靖国神社には国の為命をささげた方をお祀りする施設であり国民としてお参りするのには当然の事です。

【遺族】呉・江田島を訪ねて

浅野英子

先日、産経新聞のツアーで友人と一緒に呉（大和見学）江田島の兵学校跡と見学させて頂き、英霊の方々のお墓参拝させて頂き、本当に過去の悲惨さを画像・写真を見乍ら此の英霊の方々のお陰で今我々が幸せに過ごさせて頂ける事はたくさんの方々のお陰。「英霊を被告にする裁判」を許せるものではありません。

司法シャックを許さない

宇根元崇泰

大阪のほか、東京でも裁判をおきています。靖国神社を貶めるがための言いかけりにすぎない司法シャックを許さない方法は、補助参加しかないと思います。

靖国合祀デマと読売批判

H26-11-10

東京近代史研究所

落合道夫

1. デマ報道：

読売が平成29年11月の日付の朝刊で靖国合祀問題の記事を特集した。主な内容は、天皇陛下のご親拝がA類殉難者の合祀で中断しているというデマの繰り返しだ。これは要するに天皇陛下のお名前を利用した大東亜戦争の正当性の否定と安倍首相の靖国参拝を妨害する反日記事だ。読売がこの問題を今取り上げたのは、来週の日中首脳会談を控えた安倍首相にたいする圧力であろう。これでは読売は完全に中共の手先だ。

2. 時系列の誤り：

このデマの虚構性は史実の時系列が反対なのですぐに分かる。すなわち、それまで続いていた天皇陛下のご親拝が三木内閣に妨害されたのは1976年からである。これに対して合祀はその2年後の1978年である。したがって合祀があったから親拝がやんだという論理はまったく成立しない。小学生でもわかる。

3. 手続きの誤り

英霊の靖国合祀は一官司が勝手に決められることなのだろうか。そうではない。神道の最高位の神官である天皇陛下のご裁可によって決められている。これはカトリックの聖人をローマ教皇だけが決定するのと似ている。だから英霊が昭和天皇のご意思に反して合祀されるということとは手続き上からもありえないのだ。

4. 事実の誤り

昭和天皇はなぜ靖国神社の御参拝を中断されたのだろうか。1975年まではご親

拝されている。そして中断後も勅使を派遣されており、皇族も参拝されている。だからご親拝ができないのは日本政府が妨害しているからだ。英霊と天皇陛下に対して実に畏れ多いことである。

5. 挿話紹介

故東條由布子氏によれば昭和天皇は生前東條家には毎年命日に生花をご下賜されていた。殉難者遺族一同はこれを昭和天皇の殉難者への感謝、顕彰、慰霊のお気持ちと理解していたという。昭和天皇が殉難者を忌避していたということはあり得ない。それどころか正反対である。

6. 富田メモは田中上奏文

読売は得体のしれない富田長官謀略メモを検証もせずに引用しているが不見識だ。というのはこれは合成写真だけで本物がない、現代の田中上奏文だからだ。まして内容は時系列が反対だからもし本当なら富田長官は認知症だったということになる。

7. 中共の狙い：

中共は本来共産主義者で無神論だから日本人の神社参拝などどうでもよい。彼らの靖国参拝妨害の狙いは、日本人に共同体の戦死者を祭らせないことにある。というのはどんな国でも共同体の殉難者を祭る。そうしないと国民国家としての共同体が崩壊するからだ。無神論の中共でさえ共産軍の戦死者を馬鹿でかいコンクリートの柱を建設して祭っている。だからもし日本が戦死者の顕彰を止めれば日本社会は崩壊し、中共は簡単に日本を征服できる。したがって日本人にとって靖国参拝妨害は絶対に受け入れることができないのである。これは参拝問題妨害の形をとっているが、実質は日本の独立を脅かす中共の対日戦争行為なのだ。

※以下紙面の都合で略します。御勘弁を

「自由民主主義の花を咲かせ、花を散れ」

平成26年11月22日
自由民主党総裁 安倍 晋三 殿

湯澤 甲雄 横浜市

「自由民主党員は普遍の原理・自由民主主義の花に咲け花を散れ」

我が国の憲法は、その前文において自由民主主義を普遍の政治原理と定め、これに反する一切の原理を排除すると定めている。これが政治の正道・正道であるので、政治を志す自由民主党員は、憲法の定めるこの普遍の政治原理の花に咲け花を散るべき信念を帯する人間であって欲しい。

この自由民主主義の原理は、国連憲章とそれと一体を成している自由権規約、社会権規約の中で国際法として定義され条約となり、これを批准した我が国は憲法第98条2項により「これを誠実に遵守することを必要とする」遵守義務を負う。

このため全ての公務員は憲法第96条により、主権者たる日本国民全ての奉仕者として、この憲法を弛むことなく尊重し擁護する義務を負っている。就中、公務員で構成される国会議員の大多数を占め、与党となる期間の長い自由民主党の党員は、こそって自由民主主義の原理を忠実に帯して国民の負託に応えなければならぬ責務がある。

一方において、我が国では「自由民主主義原理を隠した政治」や「自由民主主義の核心に据えられた基本的人権と称する日本国民の主権を隠した政治」が自民

党政治として戦後一貫して行われてきた。所謂「リベラル政治」である。

この結果、「ミニテルンの流れを汲むメディアによる反日の報道も「言論の自由」で保障され、この報道が近隣の毎日諸国に利用されて日本国民の基本的人権侵害に正当性を与え、遂には国際社会において我が国民の名譽を貶め、償い金や教科書掲載まで求められる事態に発展している。

自由民主党総裁はこのたびの衆議院議員選挙において戦後の「リベラル政治」と決別し、国連憲章と憲法が定める普遍の原理・自由民主主義政治への転換を図ることを表明すべきである。

斯くして国民が家族、共同体、国家を愛し、国民の習俗に誇りを持つと共に反日、侮日は基本的人権侵害行為として批判の余地を与えない政治体制の構築を党員に啓発して、選挙戦に臨んでいただきたいと願う次第である。

なお、老婆心ながら以下の愚見を追加して申し上げたい。

1、自民党の憲法改正委員には、社会権規約、自由権規約を英語の原文で理解し、且つ諸外国における基本的人権の Recognition の法律を理解している者を任命すべきである。

2、Recognition が定められ、憲法改正は80%進捗したのも同然となる。両規約は前文から第5条まで理解すれば全貌がつかめる。残念ながら、両規約を理解している憲法学者は我が国に居ないとみられる。

3、基本的人権とは、家族と共同体の人々が培った良き習俗、習俗宗教、天皇制、伝統、文化、領土、領海、財産、法律、人間愛等のことであり、この具体的内容を国が recognition した後、国が尊重し保障するとしたもの。憲法第11条の下に「基本的人権認定法(仮称)」を定める案も考えられる。

4、個人の「自由」「権利」は、千差万別のもので国が保障するとしたもの。国が尊重したら「自由」ではなく、「権利」は差別したことになるので、国が裁判制度等公正な司法制度を設けて保障するもの。

5、憲法第11条の「個人の自由と権利」は、両規約第三部にあるものと同じであり、「自由」を確かなものにするために創造された条件。従って個人の「自由」と「自由と権利」は、単独では効力が無く、常に家族・共同体・国家の人々の「基本的人権」を増進・擁護するとした法秩序が定められている。

6、「基本的人権認定法」が成立した暁は、安全保障の憲法条文は、第11条の中に自ずから定まる。国民の基本的人権となった安全保障は永久に保障される対象であり、限りがあってはならない。以上

白鵬「天皇陛下に感謝した」

<https://www.youtube.com/watch?v=J5UcEwBfbfE>
日刊スポーツ 11月23日(日)
表彰式の優勝インタビューは以下の通り。

一 史上最多の32回優勝
白鵬 言葉にならないです。

一 優勝を決めて花道を下がる時、少し目が潤んだように見えた
白鵬 この場を借りて生中継を見ている両親、またモンゴルの方々に言葉を伝えたいと思います。(モンゴル語で挨拶)

一 日本語でもお願いします
白鵬 角界の父の偉大な記録に並んだことは、約束と恩返しができた、そういうことです。

一 大鵬さんの教え、言葉の中からも頭をよぎっているか
白鵬 天皇賜杯32回という大記録は、私、場所前から思っていたことがあって、皆さんにも聞いてもらいたいのですが、15年前に(体重)62キロだった小さい少年がここまで来ると言うことは誰も想像しなかったと思います。この国の魂と、相撲の神様が認めてくれたからこの結果があると思います。そして明治初期に断髪事件が起きた時、大久保利通という武士が当時の明治天皇と長く続いたこの伝統文化を守ってくれたそうです。そのことについて、天皇陛下に感謝したいと思っています。

一 優勝回数32回、大鵬に肩を並べた大横綱白鵬関はどのように引き継いでいるかと考えているか
白鵬 この優勝に恥じないよう、今後も一生懸命頑張っていきたいと思っています。九州のみなさん、15日間ありがとうございました。

一 新しい年も素晴らしい活躍を期待している
白鵬 頑張ります。また来年会いましょう。

マスキは共産党だ！

不肖増木、今まで、統一教会だ！ 在
 特だ！ などと散々言いたい放題言われ
 てきました。しかし、「マスキは共産党
 だ！」とだけは言われたことはありませ
 んでした。しかし最早「これまで。共産党、
 全教と手を組まなければならぬ」とい
 います。

どっちみちわかる話ですから、名前を
 出しますが、関西の良家のお坊ちやまが
 通う我母校英知大学(カソリック)がハ
 ゲタカファンドに食べられそうです。い
 や、食べられてしまいました。竹中平蔵
 を恨みたいところです。

事の起こりは10年ほど前、少子化に
 よりどの大学も生徒不足に経営陣は悩
 み、政府からの助成金を得るための数合
 わせに中国人を入学させたり、四苦八苦
 の経営をやってきた。そこへもつてきて、
 組合が騒ぐ。目的は企業(学校)の「組
 合の自主運営」と言う名の乗っ取り。

彼らの人生に荒事など存在しないカソ
 リックの神父たちは組合にしてみれば赤
 子の手をひねるようなものだったのでし
 ょう。前門の生徒減、後門の組合。学校
 がガタガタになりました。そこへ目を付
 けたのが、ハゲタカファンド(投資会社)、
 ローリエット社。英知大学に経営参加し、
 学校名を聖トマス大学と変え(そもそ
 もこれが気に入らない)、経営再建と称し、
 学校の敷地を3割ほどを売却しました。

そのためグラウンドが半減。グラウンドが半
 減するなら、私が在校中にしてほしか
 った。先輩(山岳部)の口癖が「グラン
 ドランニング10周」。当時は1周1kmく
 らいありました。

ところが、売却益7億円が不明なまま
 廃校に向かっていっているのです。

そこで教職員4名が地位保全の訴訟を
 神戸地裁に起こしました。私は教職員の
 地位確保の裁判を時間稼ぎにしてハゲタ
 カの責任追及と再建を探るのがベターだ
 と思っています。だから組合を応援しな
 ければならないと思っています。

そして先日、同窓会総会が行われ、約
 40年ぶりに大学の敷居を跨いでしまし
 た。母校の存廃は気になり、同窓会会長
 が直上の山岳部の先輩でわが人生5本の
 指に入る怖い人。普段の不義理を詫言じ。

総会では前記のような経緯の説明があ
 り、来賓で地元の尼崎市議が挨拶したの
 です。なんと共産党！ ということは、
 4名のバックは全教？ マスキくん全教
 と共闘！・・・あつてはならないこ
 と。シャレにもならない。このことをメ
 ルマガで配信したら、気の早い人が、

「増木さん共産党に入ったの？」
 最近、生徒数確保のためキャンパスを
 中国の学生が我が物顔で歩く。そして「学
 校が中国人に乗っ取られた」と騒ぐ。
 中国学生の闊歩などかわいいものです。

もちろん私が知っているのは全容の一
 部分にしか過ぎません。でも、中国以上
 に怖いのはハゲタカ力であることはわか
 ります。取りあえず同窓会役員に応募し、
 再建に協力したいと思っています。

神戸新聞 2014/9/16

聖トマス大教授ら、解雇無効など求め
 提訴 地裁尼崎支部

在学生在がゼロの状態が続いている聖ト
 マス大学(兵庫県尼崎市)の教授と准教
 授の4人が、大学側から一方的に解雇を
 命じられたとして、16日までに大学を
 運営する学校法人「英知学院」に対し、
 雇無効などを求める訴えを神戸地裁尼崎
 支部に起こした。

裁判傍聴のお願い

<http://mid.parte.jp/kannyo/eirei/top.htm>

【東京】

第3回口頭弁論(訴訟参加第3回目)

3月6日東京地裁 103号法廷 14:00

※ 13:30頃より傍聴席抽選

裁判終了後、弁護士会館で報告会

【大阪】

第3回口頭弁論(訴訟参加第2回目)

月6日大阪地裁 10000

※ 9:40頃より傍聴席抽選

◎ 東京・大阪、黄ジャンパーでスタッ
 フが待機。お声掛けください。
 英霊を被告にして委員会

活動資金協力のお願い

【支援等の口座】
 郵便振替 000808242604 MASUKI情報デスク
 三菱東京UFJ銀行 五中支店 0044349 普通 増木重夫

先ずは、平素より私どもの活動に力強い
 ご支援を賜り心から御礼申し上げます。こ
 のレポートにもありますように、私どもは
 子供達に誇りある国を残すため、日々命が
 けで戦っています。ところが問題は活動資
 金。今まで以上にがんばります。何卒資金
 のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をと
 っていますが、「活動の報告書」です。
 特に「購読料」は設定していません。
 カンパをよろしくお願ひいたします。

○ カンパ金の主な使途は下記団体の、

・ 活動の資料等の発送費・道路、公園

原稿・同封資料の募集について

弊会『M情報活動報告』は現在のところ
 毎月全国約5千(目標1万)部発送し
 ております。掲載ご希望の論文、情報等
 ごございましたらごん表記事務所まで

でお送りください。また、弊紙は郵メ
 ルで発送しています。重さ制限は50g
 です。また余裕がございますので、資料
 等の同封が可能です。ご相談ください。

諸情報のメール配信について

『M情報』では、日々、全国各地の仲
 間から、または情報収集の専門家から情
 報が送られてきます。それをメールで転
 送します。内容はごよりも詳しく多種
 多様。「量が多過ぎるお叱り」を受けるの

ですが、誠に一度受信してみませんか。
 ご不要でしたら即停止いたします。要領
 は次のアドレスに「メール希望」と空メ
 ールを(発信名義NPO法人百人の会)。
 h100prs@oregano.ocn.ne.jp